

令和3年度青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

令和3年3月22日決定

青森県のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実にかつ適正に実施するため、「青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成29年10月変更）」（以下「処理計画」という。）第3章第2節（3）に基づき、次のとおり、令和3年度青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

1 処理対象PCB廃棄物（高濃度PCB廃棄物）

北海道事業においては、次の高濃度PCB廃棄物を処理します。

【当初施設処理対象物】

項目	内容	処分期限
変圧器類	PCBを使用した高圧変圧器、低圧変圧器、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で3kg以上のもの	令和4年 (2022年) 3月31日
コンデンサー類	PCBを使用した高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及びサージアブソーバーで3kg以上のもの	
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む油	

【増設施設処理対象物】

項目	内容	処分期限
安定器及び汚染物等	PCBを使用した照明器具安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他汚染物	令和5年 (2023年) 3月31日

2 処理計画

(1) 当初施設処理対象物

ア 搬入期間

令和3年度は処分期間の最終年度であることから、定期修理期間を除く期間に、保管事業者及び所有事業者の理解のもと、確実に処理を進めるものとします。

イ 搬入量

令和3年度の搬入量は、当該年度に提出されたPCB特別措置法に基づく保管及び処分状況等届出書において、高濃度PCB廃棄物として記載された全ての変圧器類、コンデンサー類及びPCB油類とします。

(2) 増設施設処理対象物

ア 搬入期間

定期修理期間を除く期間に、保管事業者及び所有事業者の理解のもと、計画的かつ効率的な処理を進めるものとします。

J E S C Oは、計画的かつ効率的な処理を行うため、処理に当たって、多量保管事業者（P C B汚染物等を1.5 t以上保管する事業者）をベースロードとして取り扱うものとします。

イ 搬入量

令和3年度の搬入量は、当該年度に提出されたP C B特別措置法に基づく保管及び処分状況等届出書において、高濃度P C B廃棄物として記載された全ての安定器及び汚染物等とします。

3 確実かつ適正な処理を推進するための方策

P C B廃棄物の確実かつ適正な処理については、処理計画及び指導等方針に定めるもののほか、令和3年度が処分期間の最終年度若しくはその1年前であることを踏まえ、次のとおり取り扱うものとします。

(1) P C B廃棄物処理に関する普及啓発の実施

県は、期限内処分と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう、保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて必要な情報の提供に努めます。

(2) P C B廃棄物の処分期間中における確実な処理の推進

県は、処分期間中における確実な処理を推進するため、以下の取組を行うこととします。

- ① 掘り起こし調査を速やかに完了させるとともに、未処理事業者に対し、立入検査等を通じてJ E S C Oへの機器等の登録、収集運搬業者及びJ E S C Oとの速やかな契約を指導し、期限内処分を徹底させることとします。
- ② 使用中の機器を所有する事業者に対しては、関東東北産業保安監督部東北支部と連携して、期限内の廃棄及び処分を指導することとします。
- ③ 安定器の保管事業者等に対し、必要に応じて、分別等の適正な実施について指導することとします。

(3) 中小企業者等が保管するP C B廃棄物の処理の促進

中小企業者等の保管するP C B廃棄物の期限内処分に向け、県は、J E S C Oとの十分な連絡調整等を通じて、以下の取組に対する協力を行うこととします。

- ① 中小企業等処理費用軽減制度に基づく助成件数（台数）の増加、契約の加速化
- ② 収集運搬体制の円滑化の取組の実施
- ③ 処分期限が迫っていることを踏まえた速やかな登録の促進

(4) その他

以上のほか、P C B廃棄物の処理に当たり必要な事項については、広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。